平成２９年（フ）第１０８８号
京都市上京区元誓願寺通堀川東入西町451番地　コーポ小林208号
債務者　小山　陽子
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４９号
和歌山県東牟婁郡串本町西向551番地
債務者　仲井　鶴雄
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２９年（フ）第７９０号
広島県廿日市市地御前５丁目20番７号（101）
債務者　檜垣　有希（旧姓今田）
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２０８４号
大阪府豊中市原田南１丁目８番20―305号
債務者　小谷智江こと　黄　　智江
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３２０７号
大阪府豊中市螢池中町１丁目４番41号
債務者　柴田　明子
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１６５号
大阪府寝屋川市成田町４番８―402号、前住所大阪府寝屋川市田井町24番27号
債務者　米澤　　晋
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４３４７号
大阪市東淀川区大道南３丁目12番７―607号
債務者　大久保京子
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４３５６号
大阪市西成区橘２丁目５番30号　桜文化202号
債務者　柳　　朋弘
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４３９８号
大阪市西成区南津守１丁目５番５号
債務者　中島　　啓
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４４１３号
大阪市東住吉区公園南矢田４丁目２番13号
債務者　藤居　典子（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４５３８号
大阪府摂津市三島３丁目９番18号、前住所大阪府摂津市千里丘４丁目６番13号
債務者　角　　保夫
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４５３９号
大阪府摂津市三島３丁目９番18号、前住所大阪府摂津市千里丘４丁目６番13号
債務者　角　登美子
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４５５４号
大阪府東大阪市宝持２丁目14番24号　タイホウハイツ　203号
債務者　阿部　政信
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４５５５号
大阪市中央区瓦屋町２丁目３番１―912号、前住所大阪市西区江戸堀１丁目26番14―502号
債務者　横山　沙世（旧姓今井）
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４５５６号
大阪市住吉区墨江２―５―53　パークアベニュー402号
債務者　佐藤　民子
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４５７４号
大阪市生野区小路１丁目７番２号　サンシャイン今里　302号室
債務者　田中　祐衣
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４５９１号
大阪市西淀川区佃３丁目７番27号
債務者　山口　良忍
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部